

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によって、次の肥料の登録は失効した。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名及び住所	失効年月日
広島県第一一四六号	混合有機質肥料	六一六混合有機質肥料	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	広島県製肥株式会社 広島県広島市南区出島一丁目三二番八二号	平成一八年 一二月一九日
広島県第一一四七号	混合有機質肥料	山口六一六混合有機質肥料	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	広島県製肥株式会社 広島県広島市南区出島一丁目三二番八二号	平成一八年 一二月一九日
広島県第一一四八号	混合有機質肥料	山口七一六混合有機質肥料	窒素全量七・〇 りん酸全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	広島県製肥株式会社 広島県広島市南区出島一丁目三二番八二号	平成一八年 一二月一九日